

県財政は未曾有の危機的状況。 厳しく徹底した行財政改革を 推進しています。

本県財政は、「三位一体の改革」により国から交付される地方交付税などが大幅に削減されたことなどにより、巨額の財源不足が見込まれ、「財政再建団体」に転落しかねない^{※1} 危機的な状況にひんしています。

このため県では、昨年3月に策定した「第4次行財政改革大綱^{※2}」及び「財政集中改革プラン」に基づき、これまでにない厳しく徹底した改革に取り組んでいます。

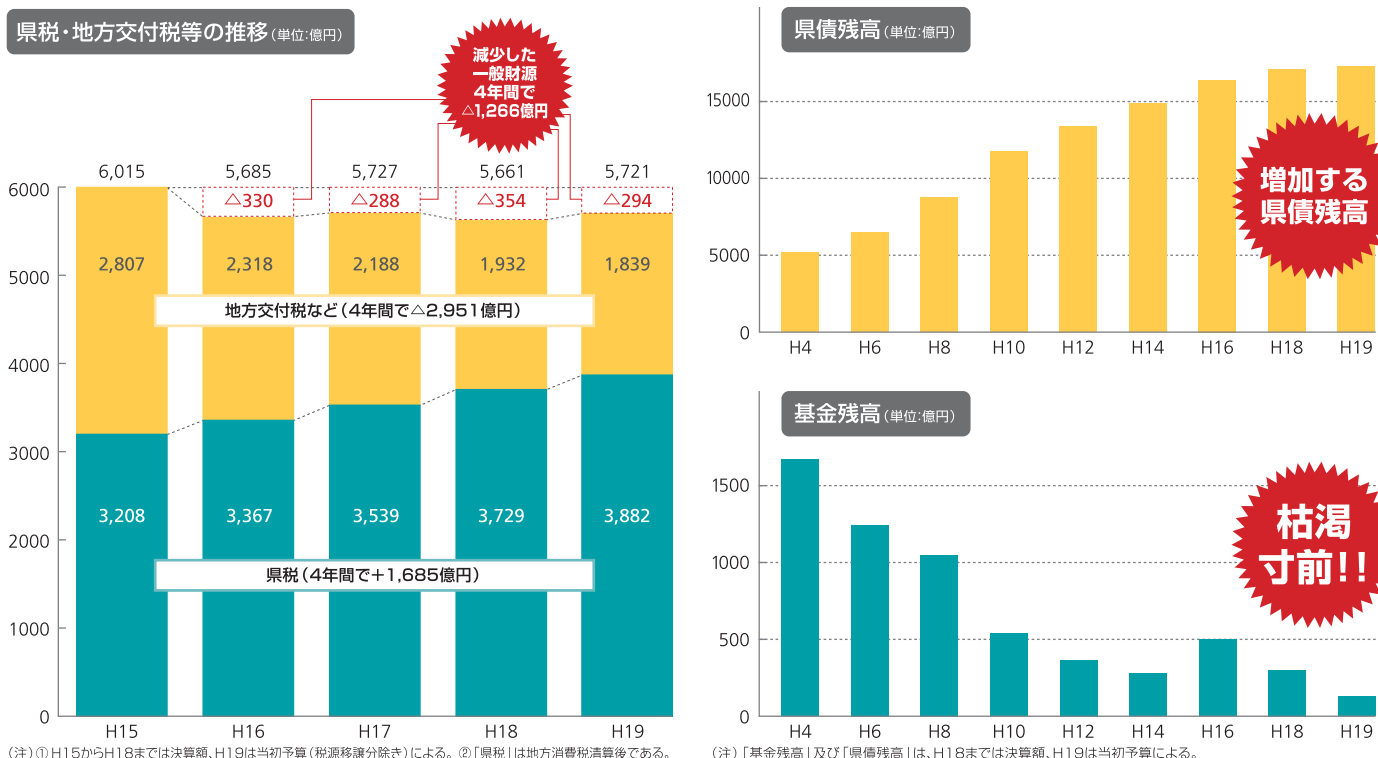
県民の皆さまに現状についてご理解いただき、本県財政の危機回避に向けてさらなるご支援ご協力をお願いします。

※1 財政再建団体になると…行財政運営について国の管理下に置かれ、県の自主性は大幅に制限されます。そのため、行政サービスの低下や使用料・手数料の引き上げなど、県民生活に大きな影響を及ぼします。

※2 第4次行財政改革大綱：「財政構造改革」「出資団体改革」「県庁改革」「分権改革」の4つのプログラムからなる県の行財政改革の基本方針を示すもの。（推進期間 平成18年～平成20年度）

● どうして県財政は危機なのか？

近年は企業業績の改善により県税収入が増加していますが、国からの地方交付税は、三位一体の改革によって削減されたため、県税と地方交付税などを合わせた一般財源が減少しているためです。また、景気対策などのために発行した県債（借金）残高が増加する一方で、基金（貯金）は枯渇寸前になっています。



平成19年度当初予算を基礎として、今後の財政収支見通しを試算すると、平成20年度、21年度をあわせて1,000億円の財源不足が見込まれ、平成20年度の予算編成は極めて困難な状況になっています。

問 県財政課 ☎029 (301) 2343 HP <http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/soumu/zaisei/zaisei.htm>

全力で取り組んでいます！「行財政改革」

県では、危機的な財政状況を踏まえ、第4次行財政改革大綱及び財政集中改革プランに基づき、事務事業の抜本的見直しなどによる、徹底した歳出改革を進めるとともに、県有未利用地の売却促進、企業誘致の一層の推進などによる歳入の確保に全力で取り組んでいます。

さらには、出資団体改革や市町村への権限移譲なども積極的に推進しています。

一 県税徴収率の向上に向けて

本県の県税徴収率は、平成10年度以降、全国平均を下回る状況が続いており、財政状況が厳しい中、税収の確保に向けた「徴収率の向上」は県政運営を推進していくうえで重要な課題となっています。

このことから、税収に与える影響だけではなく、税負担の公平性や多くの優良な納税者の信頼を確保するため、平成18年度からの3年間で、県税徴収率を全国上位水準に引き上げるという目標を設定し、具体的な徴収対策を行っています。

●市町村支援

市町村の徴税力向上のため、県税務職員を市町村に派遣し、徴収体制強化のためのアドバイスや実際に徴収事務等を行うなどの支援を実施しています。

●滞納整理の強化

納税意思の認められない滞納者に対しては、タイヤロックによる自動車差し押さえ(写真)などを行っています。

●納税機会の拡大

- ・コンビニ納税:平成19年2月から自動車税について実施。全国4万2千店舗のコンビニのどこからでも納税することができます。
- ・電子納税:平成19年1月から新車登録時の自動車税・自動車取得税について実施。パソコンや携帯電話などを利用して、平日休日を問わずどこからでも納税することができます。

※電子納税・コンビニ納税については、平成20年2月から個人事業税や不動産取得税などについても拡大する予定。



問 県税務課 ☎029(301)2414 HP <http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/soumu/zeimu/zeimu.htm>

●茨城県の行財政改革の主な取り組み状況等(H6～H18)

●職員数の削減

一般行政部門 1,102人削減(▲16.2%)、教育部門 1,667人削減(▲6.5%)

●組織のスリム化

1部1局9課を削減(本庁組織を見直し[H7:8部2局79課→H18:7部1局70課])

●県税などの歳入対策

約561億円を確保(県税収入約451億円、使用料手数料等約48億円、県有未利用地売却収入約62億円)

●事務事業の見直し

約2,385億円を確保(一般行政施策の見直し、公共投資の縮減、内部管理経費等の節減など)

●出資団体の経営改善

単年度赤字団体数の削減(△11)、H6決算:29団体→H18決算:18団体

●市町村への権限移譲

52法令等664事務の権限を移譲(H14年度から「まちづくり特例市」制度を導入:10市指定)

●職員の意識改革、県民サービスの向上など

県民サービス憲章の制定(H15)、目標チャレンジ制度・アイデアオリンピックの実施(H15～)、一職場一改善運動・あいさつ声かけ運動の推進(H16～)、新たな人事評価制度の試行(H18.12月～一部)

行財政改革の取り組み成果につきましては、県のホームページでご覧いただけます。HP <http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/soumu/gyobun/gyobun.htm>

問 県行財政改革・
地方分権推進室
☎029(301)2211
FAX 2219

「行財政改革」
「地方分権」
出前講座のご案内
集会や職場などで行財政改革や地方分権について詳しくお知りになりたい方は、ぜひお気軽にお問い合わせください。
県の取り組みなどについて、ご説明に伺います。

県議会に「財政再建等調査特別委員会」を設置
歳入・歳出全般にわたる徹底した見直しや、簡素で効率的な行政運営が行えるような組織体制の見直しなど、行財政改革の徹底を図り、早期の財政再建に向けた諸方策を調査・審議するため本年3月に設置されました。
これまでに、歳入・歳出改革や総合事務所など出先機関の見直しなどについての具体的な議論が行なわれており、平成20年6月の最終結果のとりまとめに向けさらに調査・審議が行われることになっています。